

『詳解 遺産分割の理論と実務』

目 次

第1章 遺産分割総論

1 相続の開始	2
(1) 相続開始の原因	2
(2) 自然的死亡	3
(A) 原 則 3 / (B) 例 外 3 / (C) 戸 籍 4	
(3) 失踪宣告	5
(A) 意義、要件 5 / (B) 効果 6	
(4) 認定死亡	7
(A) 意義 7 / (B) 適用範囲 7 / (C) 効果 8 / (D) 失踪宣告との関係 8	
(5) 職権による高齢者死亡記載	9
(6) 同時死亡の推定	9
(A) 意義 9 / (B) 適用範囲 10 / (C) 効果 10	
2 遺産分割とは	11
(1) 相続開始の効力	11
(A) 原 則 11 / (B) 例 外 11	
(2) 祭祀財産の承継	12
(A) 沿革 12 / (B) 祭祀財産 13 / (C) 承継者 13 / (D) 被相続人による祭祀承継者の指定 15 / (E) 慣習 15 / (F) 家庭裁判所による指定 16 / (G) 関係者の協議 17 / (H) 祭祀承継者の地位 17	
(3) 相続財産の共有	18
(4) 遺産分割と遺言の取扱い	19
(A) 遺言の存否の確認 19 / (B) 遺言書の発見 19 / (C)	

目 次

遺言書の検認 20	／	(D) 遺言執行者の選任 20	／	(E) 遺 産分割手続における遺言の取扱い 20
(5) 遺産分割の効果	23		
(A) 遷及的効力 23	／	(B) 第三者の権利保護 24	／	(C) 死後認知者の価額請求 25
3 遺産分割と弁護士・司法書士・税理士の役割	27		
(1) 弁護士の役割	27		
(A) 弁護士にはどのような依頼ができるのか 27	／	(B) 弁護 士に依頼するタイミング 37	／	(C) 依頼を受けた弁護士の役 割 38
(2) 司法書士の役割	41		
(A) 司法書士にはどのような依頼ができるのか 41	／	(B) 司 法書士に依頼するタイミング 45	／	(C) 依頼を受けた司法書 士の役割 46
(3) 税理士の役割	48		
(A) 相続開始後の役割 48	／	(B) 相続開始前における相続設 計 48	／	(C) 相続設計の手順 49

第2章 遺言と遺産分割

1 遺言一般	60								
(1) 遺言の作成	60								
(A) 遺言事項と付言 60	／	(B) 遺言能力 62	／	(C) 遺留 分との関係 62	／	(D) 様式行為 63	／	(E) 証人および立 会人 64	／	(F) 共同遺言の禁止 65
(2) 遺言の訂正・変更	65								
(3) 遺言の撤回	66								
(A) 遺言の方式による撤回 66	／	(B) 抵触行為による撤回								

67	／	(C) 破棄による撤回	67														
2	遺言の種類	68														
(1)	普通方式の遺言	68														
	(A) 自筆証書遺言	68	／	(B) 公正証書遺言	72	／	(C) 秘密証書遺言	79									
(2)	特別方式の遺言	80														
	(A) 一般危急時遺言	80	／	(B) 難船危急時遺言	82	／	(C) 伝染病隔離者遺言	83	／	(D) 在船者遺言	84						
3	遺言事項	86														
(1)	遺言事項の一般的要件	86														
(2)	遺言事項	86														
	(A) 遺産分割に関係するもの	86	／	(B) 遺産分割に直接関係しないもの	91												
4	各種遺言事項と遺言執行の要否	92														
(1)	執行が必要なもの	92														
(2)	執行が不要なもの	92														
(3)	執行が必要か否か検討を要するもの	93														
5	遺言に関する問題点	94														
(1)	遺言の解釈	94														
	(A) 遺言解釈の基準	94	／	(B) 遺言の解釈をめぐる裁判例	95												
(2)	遺贈	97														
	(A) 包括遺贈と特定遺贈	97	／	(B) 包括遺贈の効果	98	／	(C) 特定遺贈の効果	98	／	(D) 負担付き遺贈	99	／	(E) 遺贈と公序良俗	100	／	(F) 遺贈と登記	101
(3)	相続させる遺言	102														
	(A) 相続させる遺言の効力	102	／	(B) 遺贈との区別	104	／	(C) 遺贈との差異	104	／	(D) 相続分の指定との関係	104						

目 次

105	／	(E) 特別受益との関係	105	／	(F) 寄与分との関係	
106	／	(G) 遺留分減殺請求権行使の可否	106	／	(H) 代襲相続規定の適用の有無	
相続規定の適用の有無	107	／	(I) 相続させる遺言による利益の放棄	107	／	(J) 相続させる遺言と遺言執行者の職務权限
108			108			
6	死因贈与					113
(1)	死因贈与の意義・種類と問題の所在					113
(2)	民法994条（受遺者死亡による遺贈の失効）の準用					114
(3)	死因贈与の撤回（取消し）への準用					115
(4)	死因贈与と執行者指定					117
(5)	遺贈の死因贈与への転換					119
(6)	死因贈与に基づく仮登記					119
7	遺留分					121
(1)	総 論					121
(2)	遺留分権利者と慰留分割合					122
(3)	遺留分および遺留分侵害額の算定					123
(4)	遺留分減殺請求権の行使					125
(5)	遺留分減殺の順序					126
(6)	遺留分減殺請求訴訟					127
(7)	遺留分減殺の効力					129
(8)	価額弁償					129
(9)	遺留分の消滅時効					131
(10)	遺留分の放棄					132
(11)	特例中小企業者の遺留分特例					133
8	遺言に関する裁判所の手続					134
(1)	遺言にかかわる手続					134
(A)	遺言確認審判事件	134	／	(B) 遺言書検認審判事件	138	
／	(C) 遺言執行者選任審判事件	140	／	(D) 遺言執行者に		

対する報酬付与審判事件 145	／	(E) 遺言執行者の解任審判事件 147	／	(F) 遺言による推定相続人廃除審判事件 150						
(2) 遺言の効力に関連する手続	157								
(A) 遺言無効確認の訴え 157	／	(B) 遺留分減殺請求調停事件 159	／	(C) 遺留分の放棄についての許可審判事件 162	／	(D) 遺留分の算定に係る合意についての許可審判事件 164				
9 遺言の実現（遺言の執行）	167								
(1) 認 知	167								
(A) 認知と遺言 167	／	(B) 具体的な手続 167	／	(C) 遺言による認知の効果 168						
(2) 未成年後見人および後見監督人の指定	168								
(A) 未成年後見人の指定 168	／	(B) 未成年後見監督人の指定 169	／	(C) 遺言の効果（執行は不要） 169						
(3) 推定相続人廃除・取消し	170								
(A) 推定相続人の廃除 170	／	(B) 廃除の取消し 171	／	(C) 家事事件手続法による改正 171	／	(D) 推定相続人の廃除の審判等の確定の通知 172				
(4) 遺 贈	173								
(A) 不動産 173	／	(B) 動 産 175	／	(C) 債 権 177	／	(D) 株 式 179	／	(E) 借地権・借家権 181	／	(F) 知的財産権 182
(5) 一般財団法人の設立	183								
(A) 遺言により設立される財団法人 183	／	(B) 具体的な手法 184	／	(C) 効果発生時期 189						
(6) 信託の設定	185								
(A) 信託の定義 185	／	(B) 遺言執行者がなすべき行為 185								
(7) 祭祀主宰者の指定	186								
(8) 遺言による保険金受取人の変更	187								

- (A) 保険法の成立と保険金受取人の変更の遺言 187 ／ (B)
 保険法による明文化 187 ／ (C) 対抗要件 187 ／ (D) 被
 保険者の同意 188

第3章 遺産分割

1 総 論	190
(1) 遺産分割事件の性質	190
(A) 総 論 190 ／ (B) 非訟事件性 190 ／ (C) 顕著な私 的紛争性 193	
(2) 事件処理の手続原理	193
(A) 当事者主義的運用 193 ／ (B) 段階的手続進行 195	
(3) 遺産分割の禁止	197
(A) 分割禁止の手続 197 ／ (B) 分割禁止の期間 197 ／ (C) 特別の事由 197 ／ (D) 分割禁止の効果 198	
2 相続人の確定	199
(1) 相続人の範囲（法定相続人）	199
(A) 法定相続制 199 ／ (B) 相続人の範囲 199 ／ (C) 血 族相続人の順位 199 ／ (D) 代襲相続 200 ／ (E) 法定相 続人以外に相続権を有する者 202	
(2) 相続の欠格	203
(A) 意 義 203 ／ (B) 相続欠格事由 203 ／ (C) 効 果 205 ／ (D) 相続欠格者からの遺産取得者 205	
(3) 遺言による認知	206
(A) 認知の概要 206 ／ (B) 価額支払請求 206 ／ (C) 価 額支払請求の要件 207 ／ (D) 価額支払請求をめぐる問題点 208	
(4) 推定相続人の廃除	208

(A) 意義 208	／	(B) 廃除の対象となる相続人 209	／												
(C) 廃除事由 209	／	(D) 廃除の方法 209	／	(E) 廃除の効果 210	／	(F) 廃除の取消し 210	／	(G) 相続財産管理人の選任 211	／	(H) 推定相続人廃除の審判手続 211	／				
(I) 遺産分割手続における推定相続人廃除の主張の取扱い 213															
(5) 相続放棄、限定承認	214													
(A) 単純承認の原則 214	／	(B) 相続放棄 215	／	(C) 限定承認 219											
(6) 相続人にかかわる問題点	220													
(A) 意思能力なき相続人（成年後見等） 220	／	(B) 未成年の相続人 221	／	(C) 不在者である相続人 221	／	(D) 同時死亡における相続人 222	／	(E) 養子の相続権 222	／	(F) 内縁配偶者の相続権 223	／	(G) 人工授精児の相続権 224	／	(H) 無権代理人と相続 228	
3 相続分	230													
(1) 指定相続分、法定相続分	230													
(A) 相続分の意義 230	／	(B) 指定相続分 230	／	(C) 法定相続分 231											
(2) 相続分の修正	233													
(A) 特別受益 234	／	(B) 寄与分 236													
(3) 相続分の譲渡、放棄	237													
(A) 相続分譲渡 237	／	(B) 相続分放棄 239	／	(C) 遺産分割調停・審判手続での取扱い 240											
(4) 相続分にかかわる問題点	243													
(A) 嫡出でない子の相続分と法の下の平等 243	／	(B) 相続資格の重複 248													
4 相続回復請求	250													
(1) 相続回復請求の趣旨	250													
(2) 要件	250													

目 次

(3) 効 果	252
(4) 第三者による消滅時効の援用の可否	252
(5) 取得時効との関係	253
5 遺産の範囲	255
(1) 総 論	255
(2) 現 金	256
(3) 金銭債権・預貯金	256
(A) 遺産分割の対象財産性 256	／ (B) 金融機関の運用 258
／ (C) 旧郵便局の定額郵便貯金 260	
(4) 交通事故等の不法行為に基づく損害賠償請求権	261
(5) 扶養請求権	261
(6) 財産分与請求権	262
(7) 所有権	263
(A) 不動産 263	／ (B) 動 产 263
(8) 不動産賃借権（借家権、借地権）	264
(A) 借家権 264	／ (B) 同居する内縁配偶者等の居住権の援 用等 264
(9) 占有権	266
(10) 死亡退職金	266
(A) 国家公務員の死亡退職手当 267	／ (B) 地方公務員の死 亡退職手当 267
／ (C) その他の者の死亡退職金 268	
(11) 遺族給付	270
(12) 生命保険金	271
(A) 保険契約者が自己を被保険者とし、受取人を相続人と指定し てている場合 271	／ (B) 保険金受取人は指定されていないが、 保険約款の条項に、「保険金受取人の指定のないときは、保険金 を被保険者の相続人に支払う」とある場合 273
／ (C) 保険 契約者が自己を被保険者とし、第三者を受取人と指定したが、受	

取人が保険事故発生前（被保険者の死亡前）に死亡し、保険契約者が受取人の再指定をしない場合	274	／	(D) 保険契約者が第三者または自己を被保険者であるとともに受取人としている場合	275	／	(E) まとめ	275
(13) 社員権・株式	275						
(A) 株式会社	276	／	(B) 持分会社	276			
(14) 投資信託	277						
(15) 国債	279						
(16) 社債	280						
(17) ゴルフ会員権	280						
(A) 社団会員制	280	／	(B) 株主会員制	280	／	(C) 預託金会員制	280
(18) 代償財産	282						
(19) 遺産から生じた果実および収益	283						
(20) 営業権	284						
(21) 祭祀財産	285						
(22) 遺体・遺骨	286						
(23) 葬儀費用	286						
(24) 遺産管理費用	289						
(25) 使途不明金	289						
(26) 債務	290						
(A) 金銭債務（可分債務）	290	／	(B) 保証債務	290	／		
(C) 連帯債務	291	／	(D) 不可分債務	291			
6 相続人、相続財産の範囲に争いがある場合の手続	293						
(1) 遺産分割における前提問題	293						
(2) 相続人について争いがある場合の手続	294						
(A) 身分関係に争いがある場合	294	／	(B) 相続権に争いがある場合	294	／	(C) 相続人が不分明の場合	298

目 次

(3) 相続財産の範囲について争いがある場合の手続	299
(A) 財産の帰属について争いがある場合	299
(B) 未分割の遺産かどうかについて争いがある場合	301
(C) 相続財産の存否に争いがある場合	301
7 遺産の評価	302
(1) 遺産の評価の必要性	302
(A) 遺産の評価の意義	302
(B) 遺産の評価における当事者の合意の尊重	302
(2) 遺産の評価の基準時	303
(A) 基準時の考え方	303
(B) 確認が必要な時点	304
(C) 「分割時」の意義	305
(3) 不動産の評価	306
(A) 評価資料	306
(B) 不動産の評価手法	309
(C) 不動産の評価にあたっての留意点	310
(4) 株式の評価	312
(5) その他の財産の評価	312
8 特別受益者	314
(1) 特別受益の意義	314
(A) 特別受益の制度	314
(B) 「持戻し」の意義	315
(2) 特別受益の主張方法	315
(A) 従前の議論	315
(B) 最高裁判所の判断	316
(C) 特別受益の主張方法	317
(3) 特別受益に関する問題点その1——受益者の範囲	317
(A) 原則	317
(B) 包括受遺者	318
(C) 共同相続人の親族が受益していた場合	318
(D) 再転相続の場合	319
(E) 代襲相続の場合	320
(F) 贈与を受けた後に推定相続人の地位を新たに取得した場合	321
(4) 特別受益に関する問題点その2——対象	321

(A) 持参金、挙式費用、結納金	322	/	(B) 教育費	322	/	
(C) 現金、有価証券等の贈与	322	/	(D) 生命保険金	323		
/ (E) 死亡退職金・遺族扶助料	324	/	(F) 遺産である不動産の無償使用	324	/ (G) 「相続させる」旨の遺言	325
(5) 特別受益に関する問題点その3——持戻し免除の意思表示	326					
(A) 持戻し免除の意思表示	326	/	(B) 持戻し免除の意思表示の方法	327		
(6) 特別受益に関する問題点その4——特別受益の評価と相続分の算定	327					
(A) 特別受益の評価の基準時と評価の方法	327	/	(B) 相続分の算定	328		
(7) 家庭裁判所における手続	329					
9 寄与分	330					
(1) 総 論	330					
(A) 寄与分の意義	330	/	(B) 寄与分を主張できる者	330		
(2) 寄与分の要件	332					
(A) 寄与分の要件と類型	332	/	(B) 家業従事型	334	/	
(C) 金銭等出資型	335	/	(D) 療養看護型	336	/ (E) 扶養型	337
(F) 財産管理型	337	/				
(3) 寄与分の算定方法（類型別の具体的な算定例）	338					
(A) 家業従事型	338	/	(B) 財産給付（金銭等出資）型	340		
/ (C) 療養看護型	340	/	(D) 扶養型	342	/ (E) 財産管理型	343
(4) 寄与分と特別受益、遺留分との関係	344					
(A) 寄与分と特別受益	344	/	(B) 遺留分と寄与分	345		
(5) 家庭裁判所における手続	346					
(A) 寄与分を定める手続	346	/	(B) 具体的相続分の算定方法	348		
10 遺産分割の方法	349					

目 次

(1) 総 説	349	
(2) 現物分割	349	
(A) 意 義 349	／ (B) 一筆の土地の現物分割 350	／ (C)
一棟の建物の現物分割 350	／ (D) 借地権の分割 350	／
(E) 用益権の設定 351		
(3) 代償分割	352	
(A) 意 義 352	／ (B) 要件 (「特別の事情」) 352	／ (C)
代償金額の算定 353	／ (D) 代償金の支払方法 354	／ (E)
具体的相続分がない相続人の遺産取得 355		
(4) 換価分割	356	
(A) 意 義 356	／ (B) 調停手続における遺産の換価 (任意 売却) 356	／ (C) 終局審判における競売による換価 356
／ (D) 中間処分としての換価を命ずる裁判 (審判以外の裁判) 357		
(5) 共有分割	359	
(A) 意 義 359	／ (B) 共有分割が認められる場合 359	
(6) 一部分割	360	
(A) 意 義 360	／ (B) 要 件 360	／ (C) 一部分割の結 果が残部分割に及ぼす影響 360

第4章 遺産分割の手続

1 協議による分割	364
(1) 意 義	364
(2) 当事者 (協議の主体)	364
(3) 協議の時期	365
(4) 協議の方式と内容	365
(A) 協議の方式 365	／ (B) 協議の内容 366

(5) 協議の成立と登記手続	366
(A) 被相続人名義の登記がされている場合 366 / (B) 共同 相続登記がされている場合 367	
(6) 相続分がないことの証明書（特別受益証明書）	367
2 家庭裁判所における調停.....	369
(1) 概 要.....	369
(A) 運用上の調停前置 369 / (B) 遺産分割調停の対象 370	
(2) 手続の基本構造.....	371
(A) 当事者主義的運用 371 / (B) 段階的手続進行 374	
(3) 調停の申立て	375
(A) 当事者等 375 / (B) 管 轄 376 / (C) 申立書の提 出 376 / (D) 添付資料 378 / (E) 申立手数料および郵 便切手 380 / (F) 申立書等の受付 380 / (G) その他の 遺産分割に関する事件の申立て 381	
(4) 調停前の仮の措置.....	383
(A) 意義および要件 383 / (B) 遺産分割調停事件における 仮の措置の例 384 / (C) 審判前の保全処分との関係 385	
(5) 第1回期日までの準備	385
(A) 手続選別 385 / (B) 第1回期日および調停委員の指定 386 / (C) 答弁書等の提出 387	
(6) 第1回期日の実施	388
(A) 担当裁判官と調停委員の事前評議 388 / (B) 当事者に 対する手続説明 388 / (C) 事情および意見の聴取 389 / (D) 当事者との信頼関係の構築 389 / (E) 当事者に対する 課題の提示 389 / (F) 欠席当事者に関する情報収集 390	
(7) 調停事件の終了（成立・不成立）	390
(A) 調停の成立 390 / (B) 一部成立 397 / (C) 調停の 効力 398 / (D) 調停の不成立 398	

目 次

(8) 調停事件の終了（調停に代わる審判）	400
(A) 概 説 400 ／ (B) 対象事件 400 ／ (C) 調停に代わ る審判をするのを相当と認めること（相当性） 403 ／ (D) 調 停に代わる審判の手続 405	
(9) 調停事件の終了（その他）	407
(A) 調停をしない措置による終了 407 ／ (B) 申立ての取下 げ 408	
3 家庭裁判所における審判	410
(1) 概 要	410
(A) 審判事項 410 ／ (B) 審判申立てが先行する場合 410 ／ (C) 調停申立てが先行する場合 411 ／ (D) 審判手続 412	
(2) 手続の基本原理	413
(A) 遺産分割事件の特徴 413 ／ (B) 当事者権の実質的保障 414 ／ (C) 当事者の手続協力義務ないし事案解明義務 415 ／ (D) 当事者の合意を尊重した審理運営 416	
(3) 審判手続の開始	417
(A) 審判の申立て 417 ／ (B) 調停手続からの移行 420	
(4) 審判前の保全処分	422
(A) 意 義 422 ／ (B) 要 件 422 ／ (C) 審理手続 425 ／ (D) 裁 判 426	
(5) 審判手続の運営	426
(A) 審理方式（後日審問型と陳述聴取型） 426 ／ (B) 参与員 の関与 427 ／ (C) 主張書面および証拠資料の提出 427 ／ (D) 事実の調査とその通知 428 ／ (E) 審 問 429 ／ (F) 電話会議システム等の利用 430 ／ (G) 審理の終結 430 ／ (H) 審判日の指定 431	
(6) 審判手続の終了	432
(A) 審 判 432 ／ (B) 審判申立ての取下げ 436 ／ (C)	

調停手続に付した後の調停成立 438

第5章 分割後の紛争

1 はじめに.....	440
2 遺産分割協議の無効.....	442
(1) 無効原因の分類.....	442
(A) 前提事項に問題があり、遺産分割協議が無効となる場合 442 ／ (B) 民法906条の基準に沿った遺産分割協議をすること ができないため、無効となる場合 443 ／ (C) 共同相続人の 意思表示に瑕疵等がある場合 444	
(2) 遺産分割協議の時期	445
(3) 遺産分割協議の当事者	446
(A) 一部の相続人を除外してなされた遺産分割協議 446 ／ (B) 非相続人が加わった遺産分割協議 447 ／ (C) 相続回復 請求権の時効 449	
(4) 遺産分割協議の対象	450
(A) 非遺産が唯一の遺産として遺産分割協議がなされた場合 450 ／ (B) 非遺産を含めて遺産分割協議がなされた場合 450	
(5) 意思表示の瑕疵等.....	453
(6) 遺産分割協議の無効の主張方法	454
(A) 再協議、調停や審判の申立て 454 ／ (B) 遺産分割協議 無効確認の訴え 454	
(7) 遺産分割調停もしくは審判の無効	455
(A) 被相続人死亡前の調停、審判 455 ／ (B) 共同相続人の 一部を除外してなされた調停、審判および非遺産を含めてなされ た調停、審判並びに意思表示の瑕疵 455	
3 分割後に遺言書が発見された場合.....	459

(1) 発見された遺言書の内容	459
(A) 共同相続人以外の者に特定遺贈がなされている遺言	459
／ (B) 共同相続人以外の者に包括遺贈がなされている遺言	
459 ／ (C) 共同相続人の1人に特定遺贈がなされている遺言	
460 ／ (D) 相続分を指定する遺言	461
／ (E) 遺産分割協議の無効を主張できる者	461
／ (F) 調停、審判	461
(2) 遺産分割協議後に特定の土地の分割方法を定めた遺言が発見された場合	462
(3) 遺言の存在を知りながらなされた遺産分割協議	462
4 分割後に新たに遺産が発見された場合	465
(1) 遺産が新たに発見された場合の処置方法が示されているとき	465
(2) 遺産が新たに発見された場合の処置方法が示されていないとき	465
(3) 遺産分割協議、調停、審判の無効を争う方法	466
5 分割後に認知された相続人が現れた場合	467
(1) 民法784条ただし書と同法910条の関係	467
(2) 民法910条の適用範囲	468
(A) 認知により共同相続人としての地位を失う者	469
／ (B) 遺言による被認知者	469
(3) 遺産分割その他の処分	471
(4) 価額請求の相手方となる者	472
(5) 価額請求	472
(A) 価額請求の性格	472
／ (B) 価額請求の金額	473
(C) 時効	474
(6) 民法910条の類推適用	475
(A) 分割当時胎児であった者	476
／ (B) 遺産分割協議後、離婚または離縁無効の確認の訴えで勝訴した者	476
／ (C) 遺産分割協議後、父を定める訴えで被相続人の子と定まった者	
476 ／ (D) 遺産分割協議後に母子関係が明らかとなった者	
477 ／ (E) 戸籍上相続人たる身分が表れていない者	477
(F) 遺産分割協議後に廃除の取消審判、協議離婚、協議離縁の各	

取消審判もしくは判決が確定した場合	478
(7) 調停および審判	478
6 遺産分割の解除	479
(1) はじめに	479
(2) 遺産分割協議の債務不履行解除	479
(A) 両説の根拠	480
(B) 両説の検討	481
(C) 解除 が認められるべき場合	483
(3) 約定解除、解除条件	485
(4) 遺産分割協議の合意解除	487
(A) 遺産分割協議の合意解除	487
(B) 調停でなされた遺 産分割の解除	487
(5) 担保責任に基づく解除	488
7 共有取得後の分割	490
(1) 遺産分割の方法	490
(2) 共有分割後の分割方法	491
(A) 判例の流れ	491
(B) 両分割の類似性	492
(3) 遺留分減殺請求後の分割	492
(A) 遺留分減殺請求後の分割方法	493
(B) 遺留分減殺と 遺産分割の関係	493

第6章 事例にみる遺産分割

1 遺産分割の調停が成立した事例	496
(1) はじめに	496
(2) ケース1	497
(A) 基本情報	497
(B) 調停期日の経過	500
(3) ケース2	508
(A) 基本情報	508
(B) 書記官による事前の事情聴取	511

目 次

／ (C) 手続選別意見 512	／ (D) 調停期日の経過 513
2 審判事例	524
(1) 審判により申立てが却下された事例.....	524
(A) 【事例 1】東京家審平成11・8・2家月52巻3号50頁 524	／
(B) 【事例 2】熊本家審平成10・3・11家月50巻9号134頁 528	
／ (C) 【事例 3】神戸家審平成4・9・10家月45巻11号50頁 531	
(2) 審判により遺産分割が行われた事例.....	536
(A) 【事例 1】札幌家審平成10・1・8家月50巻10号142頁 536	
／ (B) 【事例 2】千葉家一宮支審平成5・5・25家月46巻11号42 頁 541	／ (C) 【事例 3】甲府家審平成4・11・24家月46巻4 号45頁 545
／ (D) 【事例 4】横浜家審昭和63・9・26家月41 巻2号152頁 547	／ (E) 【事例 5】名古屋家判平成2・7・20 家月43巻1号136頁 551

第7章 遺言・遺産分割と税務—相続税の概要

1 相続開始後のスケジュール	554
2 小規模宅地の減額特例、配偶者の税額軽減の適用	557
3 相続税の仕組み	559
(1) 相続税の計算の概要	559
(2) ステップ①：課税価格の計算	560
(3) ステップ②：相続税の総額の計算	560
(4) ステップ③：各人ごとの納付税額の計算	563
4 相続税の計算の具体例	565
(1) 設 例	565
(2) 各人の課税価格の計算	565
(3) 各人の算出税額の計算	566
(A) 基礎控除額 566	／ (B) 相続税の総額 566

5 相続税の加算と税額控除	569
(1) 相続税額の加算（2割加算）	569
(2) 贈与税額控除（暦年課税）	571
(3) 配偶者の税額軽減	573
(A) 制度の概要 573 / (B) 制度の内容 573 / (C) 配偶者税額軽減の留意点 575	
(4) 未成年者控除	575
(5) 障害者控除	576
(6) 相次相続控除	576
(7) 外国税額控除	577
(8) 相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税額の精算	577
6 相続財産の評価	579
(1) 相続財産評価	579
(2) 小規模宅地の評価減の特例	582
(A) 特例の概要 582 / (B) 適用対象宅地と減額割合等 582 / (C) 特定事業用宅地等 583 / (D) 特定同族会社事業用宅地等 584 / (E) 貸付事業用宅地等 584 / (F) 特定居用宅地等 584	
7 相続設計	587
(1) 相続設計と相続税対策	587
(2) 遺産分割設計	588
(3) 納税資金設計	588
(4) 相続税対策（節税設計）	589
・事項索引	591
・判例索引	595
編者・執筆者一覧	604